

(3) 輸入検疫について

ア 輸入植物等の検査（隔離検疫）について（植物防疫法第8条関係）

輸入植物検疫は、原則として輸入時に輸入された港や空港、郵便局において目視で検査をし、必要に応じて植物防疫所の検定室に持ち込んで綿密な検査を行います。

しかしながら、栽培用の種子、苗、穂木、球根などの種苗は、輸入時の検査だけでは発見が困難なウイルス病などに汚染されている可能性があり、かつ、これら種苗類は国内のほ場に直接植え付けられ長期間栽培されるため病虫害侵入の危険性が非常に高まります。

このため、特にリスクの高い種苗類（隔離検疫対象植物）については日本への輸入に際して、他の植物類が栽培されているほ場とは隔離されたほ場に一定期間植え付け、栽培期間中に検査を行う隔離検疫が行われます。

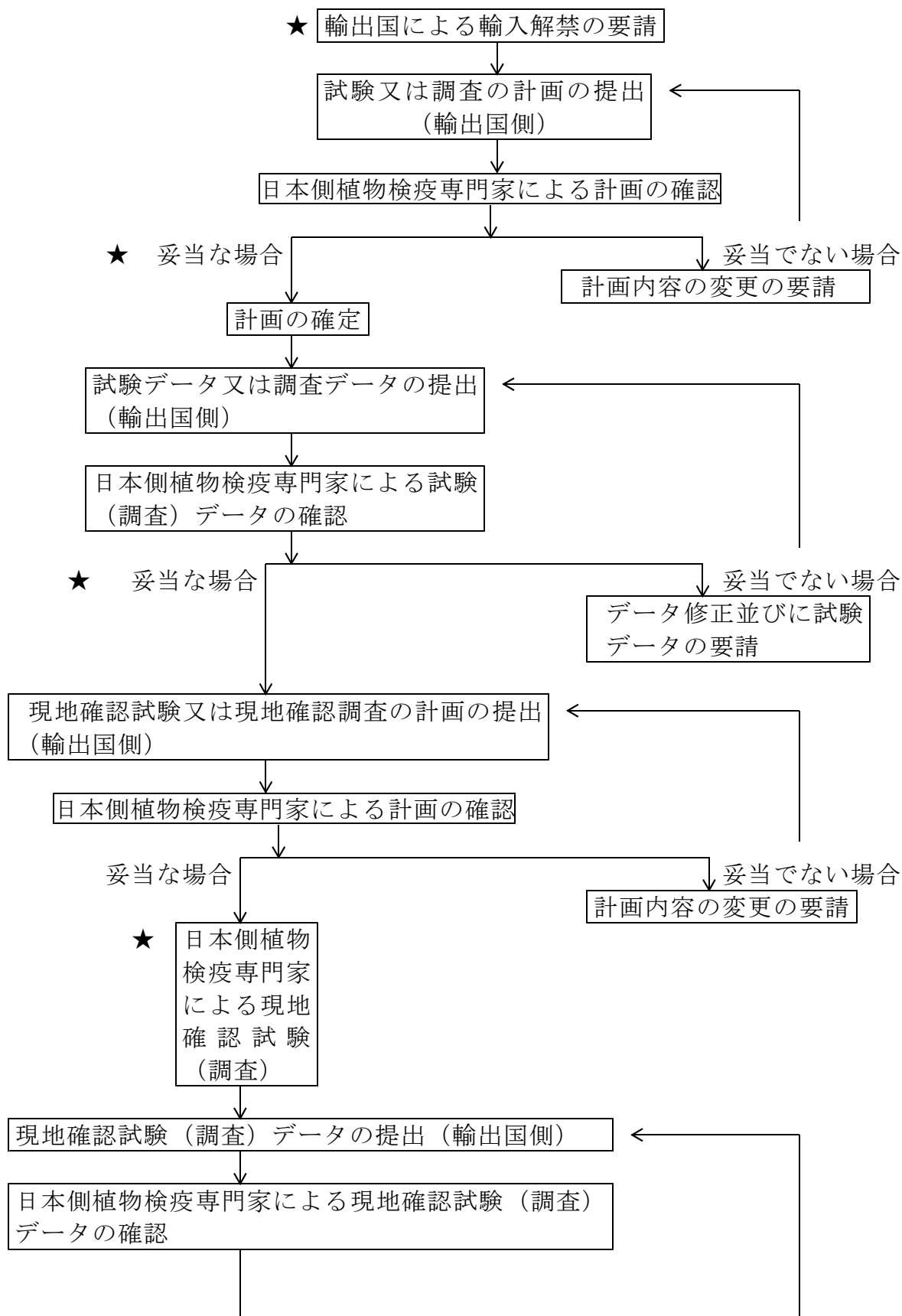
隔離検疫の対象となる植物は具体的に決められています。詳細は輸出入条件詳細情報で検索することができますのでご利用ください。

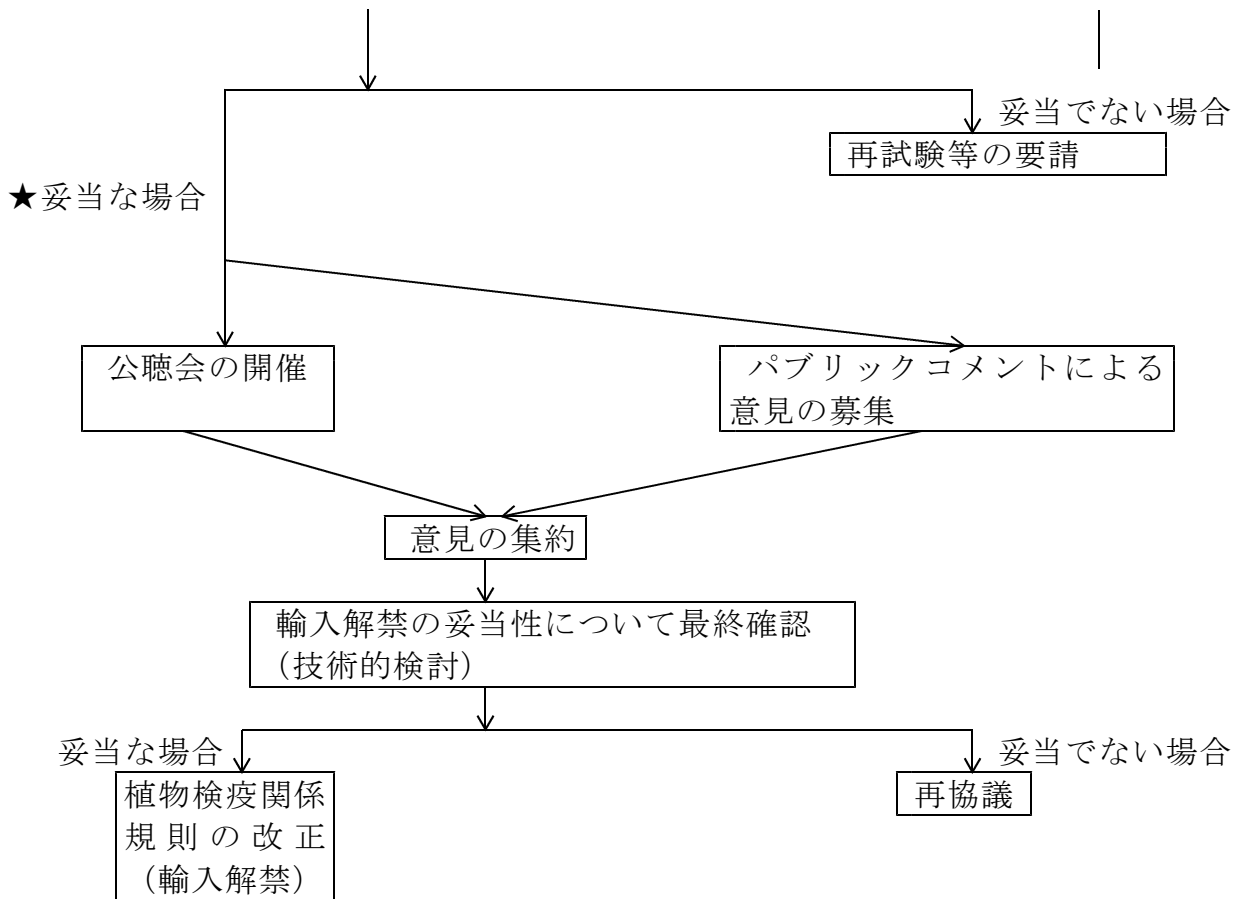
隔離検疫の実施手続き等の詳細につきましては、お近くの植物防疫所へお問い合わせください。

○ 隔離検疫対象植物一覧（抜粋）

- 一 ゆり、チューリップ、ヒヤシンス等の球根
- 二 ばれいしよの塊茎及びさつまいもの塊根
- 三 かんきつ類、りんご、なし、くり等の果樹苗木
- 四 さとうきびの生茎葉及び地下部

イ 輸入解禁要請に関する検証の標準的手続きのフローチャート





★：進捗状況を公表する時期
 (「通商弘報」に公表)

ウ 輸入解禁要請等の進捗状況 (令和3年12月1日現在)

要請の対象	解禁要請年月	輸出国により輸入解禁要請が行われたもの	試験又は調査の計画が確定したもの	試験データ又は調査データの確認が終了したもの	現地確認試験又は現地確認調査の計画が確定したもの	現地確認試験又は現地確認調査結果の確認が終了したもの	公聴会・パブコメ募集が終了したもの
インド産ばれいしょ生塊茎	2018年2月	●					
オランダ産ばれいしょ生塊茎	1995年5月	●					
カナダ産加工用ばれいしょ生塊茎	2017年11月	●					
ペルー産ばれいしょ生塊茎	2018年5月	●					
ニュージーランド産ばれいしょ生塊茎	2006年7月	●					
アメリカ合衆国産ばれいしょ生塊茎	2020年3月	●					

エ 輸入解禁条件の変更要請に関する検証の現状 (令和3年12月1日現在)

変更要請の対象		変更要請年月	変更要請の概要	検討状況
アメリカ合衆国	ポテトチップ加工用ばれいしょ生塊茎	2017年10月	輸入後の全ての国内規制の撤廃	輸入条件の変更要請の内容を我が国で検討中
		2018年9月	全ての加工用途の許可	輸入条件の変更要請の内容を我が国で検討中